

茅ヶ崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止物件)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる物件には、貼り紙_____、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。</p> <p>(1) ↳ 略</p> <p>(4)</p> <p>4 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって市長が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条及び第5条（第1項第1号から第4号まで及び第5号（公衆便所を除く。）を除く。）の規定は、適用しない。</u></p> <p>4 <u>公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。</u></p> <p>5 略</p> <p>(許可の期間及び条件)</p> <p>第11条 市長は、第6条又は第9条第3項若しくは第4項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。</p> <p>2</p> <p>↳ 略</p> <p>4</p> <p>(変更等の許可)</p> <p>第12条 第6条又は第9条第3項若しくは第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、市長の</p>	<p>(禁止物件)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる物件には、貼り紙（ポスターを含む。）、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。</p> <p>(1) ↳ 略</p> <p>(4)</p> <p>4 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(許可の期間及び条件)</p> <p>第11条 市長は、第6条_____の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。</p> <p>2</p> <p>↳ 略</p> <p>4</p> <p>(変更等の許可)</p> <p>第12条 第6条_____の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、市長の</p>

許可を受けなければならない。

2 略

(管理義務)

第15条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第15条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、次条第2項に規定する規則で定める資格を有する者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 この条例の規定による許可又は許可の期間の更新の申請をする者(第6条の規定による許可の申請をする者)にあつては、現に設置されている掲出物件に広告物を表示しようとする場合に限る。)は、規則で定めるところにより前項に規定する点検の結果を市長に提出しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第16条 略

2 前項の特定屋外広告物安全管理者は、規則で定める資格を有する者で

なければならない。

3 略

(審議会への諮問)

第35条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ茅ヶ崎市景観まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 第9条第3項若しくは第4項又は第13条第1項の規定による許可をしようとするとき

。

(4) 略

(5) 略

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行前に神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により

許可を受けなければならない。

2 略

(管理義務)

第15条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者

は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第16条 略

2 前項の特定屋外広告物安全管理者は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)第32条第1項各号のいずれかに該当する者をもって充てなければならない。

3 略

(審議会への諮問)

第35条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ茅ヶ崎市景観まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 第13条第1項

の規定による許可をしようとするとき

。

(4) 略

(5) 略

附 則

(経過措置)

2 この条例の施行前に神奈川県屋外広告物条例(以下「県条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により

された処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定で定める基準に適合しないこととなるものについては、この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

された処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定で定める基準に適合しないこととなるものについては、この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。